

国が支える。安心が大きくなる 担い手積立年金

「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

安心して豊かな老後生活のために新しい農業者年金に加入しましょう

あなたの将来への備えは十分ですか？

農業引退後を安心して暮らすためには、若いうちからの備えが必要で年金への加入はかせませません。農業者年金は加入者数の変化や財政事情に左右されない、安全で安心な公的年金制度となっています。

加入の申し込みやご相談は最寄のJAまたは町農業委員会事務局まで
町農業委員会事務局 ☎0187-84-4913

農業者年金の特徴

①農業に従事する方は広く加入できます。

国民年金の第1号被保険者（保険料免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入できます。



②少子高齢化時代に強い年金です。

自分で積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。

自分が必要とする年金額に向けて、保険料を自由に決められます（月額2万から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択）。農業経営の状況や将来設計に応じて、いつでも見直すことができます。



③終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。



④公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

支払った保険料は全額（一人当たり年額12万円～80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。また、将来受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。



⑤認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額は原則65歳から特例付加年金として受給できます。特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。

OPAC(図書検索端末)をご利用ください

美郷町ふれあいセンター、美郷町学友館、美郷町公民館に設置しているOPAC（図書検索端末）で、町内の図書館（室）が所蔵する資料を検索することができます。OPACを使って図書の貸出予約や貸出状況の確認をするには、パスワードが必要です。詳細は図書館スタッフにお問い合わせください。

キーワード検索や著者名検索、詳細検索など、便利な検索機能がご利用いただけます。



問い合わせ ● 美郷町学友館 ☎0187-84-4040

2月22日～23日 美郷町公民館図書室 臨時休館のお知らせ

美郷町公民館図書室は蔵書点検および書架整理のため、次の期間を臨時休館させていただきます。臨時休館中の図書の返却は美郷町公民館事務室をお願いします。

美郷町公民館図書室 臨時休館日
2月22日(火)～23日(水)

問い合わせ ● 美郷町公民館 ☎0187-83-2280

美郷町体育館・美郷総合体育館 平成23年度競技会の仮予約を受け付けます

仮予約できる競技会

4時間以上の日程で行われる競技会で、開催要項があり、参加資格が美郷町以上の規模の競技会

※ただし、郡大会以上の競技会で平成23年度の開催日が決定しているものの予約が終わっています。予約済の日時に重ねて仮予約はできませんので、ご注意ください。予約状況は美郷町公民館までお問い合わせください。

【仮予約を受け付けする施設】

- 美郷町北体育館（旧千畑体育館）
- 美郷町中央体育館（旧六郷体育館）
- 美郷町南体育館（旧仙南体育館）
- 美郷総合体育館リリオス

予約受付期間 ● 2月1日(火)～

仮予約申込先 ● 美郷町公民館

※上記の各体育館では仮予約の申し込みは受け付けておりません。

上記の施設と美郷町公民館は、毎週月曜日（月曜日が国民の祝日の場合はその翌日）と年末年始（12月29日～翌年1月3日）が休館日です。

申し込み・問い合わせ ● 美郷町公民館 ☎0187-83-2280 FAX0187-83-2451

仮予約から予約成立までの流れ

「平成23年度体育館使用希望書」と開催要項（前回の同大会のものでも可）を美郷町公民館まで提出してください（FAXでの提出可）。

※「平成23年度体育館使用希望書」は美郷町公民館と上記体育館に備え付けてあります。町ホームページからもダウンロードできます。

「平成23年度体育館使用希望書」と開催要項が揃っているものから順番に受け付けます。仮予約が終わり次第、申込人に連絡します。

仮予約が終わったら、使用申請書と平成23年度大会の開催要項を使用日の10日前までに提出してください。

使用申請書を受取り、後日、その使用を許可した場合は使用許可書と使用料の納入通知書をお渡しします。

使用日の前日までに使用料を納入してください。使用料が納付された時点で予約が成立します。